

職員給与規程の改定について

(案)

職員給与規程について別紙1のとおり改定することとしたい。

1. 改定内容

- ・別紙1のとおり

2. 施行日及び適用日について

- ・施行日 平成27年7月15日
- ・適用日 平成27年7月1日

以上

現在の規定	改定後の規定
<p>(住宅手当) 第 12 条</p> <p>住宅手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。</p>	<p>(住宅手当) 第 12 条</p> <p>住宅手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。)に支給する。</p>
<p>(勤勉手当) 第 21 条</p> <p>2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。ただし、第 18 号第 2 項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。</p>	<p>(勤勉手当) 第 21 条</p> <p>2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。ただし、第 19 条第 2 項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。</p> <p>※参考(期末手当) 第 19 条</p> <p>2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。</p> <p>なお、基準日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する職員には期末手当は支給しない。</p> <p>一 無給休職者</p> <p>二 育児休業者(就業規則第 33 条の規定に該当する職員をいう。)</p> <p>ただし、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p>